

所得税などの確定申告が始まります

市・県民税の申告も同時実施

平成 29 年分の所得税の確定申告、市・県民税の申告の受け付けが始まります。確定申告の初日や、午前中の早い時間は申告会場が大変混み合います。できるだけ混雑を避けてご来場ください。

課税課市民税係
☎995-1810
沼津税務署
☎922-1560

確定申告受付日時・会場

とき	ところ
2月16日(金)～3月15日(木) 9時～17時(受付▶16時まで) ※土・日曜日は除く	キラメッセぬまづ 2階市民ギャラリー (プラサヴェルデ内)
2月16日(金)～3月15日(木) 9時～12時・13時～16時 ※土・日曜日は除く	市役所 4階 401 会議室
2月28日(水) 9時～12時・13時～15時	須山コミセン 2階 大会議室

- ※市役所会場は番号札を 8 時 30 分から配布します。混雑時は、午前中にお越しの方も午後の受け付けとなる場合がありますのでご了承ください。
- ※市役所会場では、申告書が作成済みで提出のみの方の書類をお預かりします。受け付けする際に職員が申告書の記載漏れがないか確認することがあります。
- ※キラメッセぬまづ会場は、混雑の状況では、早めに案内を終了する場合があります。
- ※期間中、沼津税務署では申告書の作成指導は行いません。

◆◆次の方は、キラメッセぬまづへ◆◆

- 平成 29 年中に入居を開始した住宅の住宅借入金等特別控除を申告する方
- 住宅ローンなどを利用していない住宅の新築、改修に係る税額控除を申告する方
- 営業所得・農業所得・譲渡所得のある方、分離課税の申告をする方
- 平成 28 年分以前の申告をする方
- 消費税・贈与税の申告をする方
- 申告書の控えに税務署の收受印が必要な方

※その他、市役所職員では判断できない場合や、申告書の作成に長時間を要する場合は、キラメッセぬまづ会場にご案内します。



確定申告が必要な方

◆事業・不動産・譲渡所得などがある方

事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、申告が必要な全ての所得と控除から計算して納税が必要な方

◆給与所得がある方で、次の①～③のいずれかに該当する方など

- ①給与の年間収入が 2,000 万円を超える方
- ②年末調整された給与所得と退職所得を除いた所得の合計が 20 万円を超える方
- ③ふるさと納税ワンストップ特例で 5 カ所を超える自治体に申請した方

他●その他、所得や控除の状況によっては確定申告が必要になる場合があります。

- 公的年金などの年間収入が 400 万円以下で、それ以外の所得金額が 20 万円以下の場合には、確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告が必要です。
- 医療費控除の追加などで所得税が還付になる場合は申告書を提出することができます。

市・県民税の申告が必要な方

平成 30 年 1 月 1 日 (賦課期日) に市に住民登録があり、次の①～④のいずれかに該当する方

- ①給与所得以外の所得や、公的年金など以外に平成 29 年中の課税所得がある方
- ②平成 29 年中に所得がなかった方 (他の方の配偶者・扶養控除の対象になっていない方)
- ③被扶養者などで、課税 (所得) 証明書が必要な方
- ④確定申告の必要がない年金所得者で、医療費など追加の控除を申告したい方

※所得税の確定申告をする方や給与所得のみで年末調整の済んでいる方は、市・県民税の申告は必要ありません。

※前年に市・県民税の申告をした方には、1 月下旬に市・県民税申告書をお送りします。

申告に必要なもの

- 平成 29 年分の給与・年金の源泉徴収票（原本）全て
- 収入や必要経費を集計した書類（収支内訳書など）
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 国民健康保険税などの納付済額のお知らせや社会保険料の年間支払額が分かるもの
- 国民年金や国民年金基金の社会保険料控除証明書
- 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や療育手帳など障がいの程度が確認できるもの
- 医療費の明細書または領収書、高額療養費や保険給付金など補てんされた金額が分かるもの ※事前に集計が必要
- はんこ（認め印）
- 金融機関などの口座番号が分かるもの ※新たに口座振替で所得税の納付をする方は銀行印も必要
- マイナンバーカード ※持っていない方は、通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写しなど番号確認ができる書類と運転免許証や公的医療保険の被保険者証、パスポートなど身元確認ができるもの（顔写真のないものは2種類以上必要）
- 地方公共団体や日本赤十字社などに寄付をした領収書（ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方でも確定申告をする場合は、領収書が必要です）

- 税務署から確定申告用紙や確定申告のお知らせはがきを送られてきた方、市役所から市・県民税の申告書を送られてきた方は、それらの書類をお持ちください。
- 平成 28 年分の確定申告書や収支内訳書などの控えがある方は、控えを持ってくると手続きがスムーズにできます。

障害者控除を受けるための証明を発行します

介護保険法の介護認定を受けている方やその方を扶養している方が、障害者控除を申告する場合は障害者控除対象者認定証が必要です。介護保険課または障がい福祉課へご相談ください。

☎介護保険課 995-1821

障がい福祉課 995-1820

医療費控除の必要書類は 領収書から明細書になります

平成 29 年分の確定申告から領収書の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要になります。ただし、平成 31 年分の申告まで領収書の提示または提出でも申告できます。領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。

◆セルフメディケーション税制

平成 29 年分の確定申告から医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制が始まります。この制度は、健康の保持増進と疾病の予防への取り組みとして勤務先で実施する定期健康診断・インフルエンザの予防接種などの取り組みを行っている方が、自分や家族のために特定一般用医薬品購入費（12,000 円以上）を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができます。従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

特定一般用医薬品／購入の際の領収書などに対象商品である旨が表示されています。詳細は厚生労働省ホームページに掲載されている「対象品目一覧」をご覧ください。

🌐 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

確定申告書の作成は国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算されます。所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

🌐 <http://www.nta.go.jp/>

税理士による無料税務相談

🕒 2月16日(金)～27日(火) 9時30分～12時、13時～16時 ※土・日曜日は除く

📍市役所 4階 401 会議室

👤●混雑の状況では、早めに受け付けを終了する場合があります。

●譲渡・山林所得、贈与税、相続税の相談は受け付けていません。